別記様式第80号

軽自動車税納付書兼領収済通知書　　　　　　　　　　　　　　　　　　軽自動車税納税通知書兼領収証書（車検用納税証明書）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 行政区 | 納税組合 | 世帯番号 | 通知書番号 | 期別 |  | 年度 | 行政区 | 納税組合 | 世帯番号 | 通知書番号 | 期別 |

この税金は下記により納付してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | | | | | |  |  |  | | | |  |  | | | |
| 年度 | | 通知書番号 | 期別 | 納付額 | 円 | 領収日付印 | |
| 納期限 | | | | 督促手数料 | 円 | 課税標準 | | | |
| 延滞金 | 円 | 車種 | 標識番号 | | 税額 |
|  | | | | 合計 | 円 |  |  | |  |
| 年度 | 通知書番号 | 納付額 | 円 |
| 上記の金額を領収したので通知します。　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　熊本県産山村  産山村収入役 | | | | | | | |
| 納期限 | | 督促手数料 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
| 上記の金額を領収しました。 | | 合計 | 円 |
| 産山村収入役  ※　納付場所  産山村役場 | | | 領収日付印 |
| 備考 | | 有効期限 | |
|  | | | |

※お願い…この領収済通知書は機械で読ませますので折ったり汚したりしないでください。（産山村保管）　　　　　　　※裏面をご覧ください。（納税者保管）　　　　　熊本県産山村

※この領収証書は5年間保存してください。

※注意…この領収証書の領収印があっても備考欄に未納とあるものは証明書として使用できません。

裏面

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1．納期限までに税金を完納しないときはその翌日から税金完納の日までの日数に応じ、年14.6％（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3％（当該期間のうち平成12年1月1日以降の期間については、平成11年11月30日を経過する時における公定歩合に年4％の割合を加算した割合が、年7.3％の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4％の割合を加算した割合））の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって、納入しなければならない。  2．地方税法第442条の2及び村税条例第80条の規定に基づいて、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対してその所有者に軽自動車税が課せられます。なお、軽自動車等の売買があった場合において、売主が所有権を留保していても、買主を当該軽自動車等の所有者とみなします。  3．納税者は、この納税通知書に記載された事項について不服がある場合は、この納税通知書を受けとった日の翌日から起算して60日以内に、村長に対して異議申立てをすることができます。  4．納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつその督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。  5．納期限が、土曜、日曜、祝祭日にあたる場合は、翌日を納期限とします。  （注）  1．継続検査を申請する際この証明書の呈示がなければ道路運送車両法第97条の2第2項の規定により検査が拒否されます。  2．滞納が、天災その他やむを得ない事由によるものである場合には備考欄にその旨記載されます。  3．この証明書の有効期限欄にはこの証明書の交付後最初に到来する納期限の前日が記載されます。 |  | 種別及び車種コード及び年税額 | | | | |
| 車種 | | | 年税額 | 車種  コード |
| 原付自転車 | 一種　　　50cc以下 | | 1,000円 | 00 |
| 一種　　　ミニカー | | 2,500円 | 01 |
| 二種　乙　51cc～90cc | | 1,200円 | 10 |
| 二種　甲　91cc～125cc | | 1,600円 | 20 |
| 軽自動車 | 二輪 | | 2,400円 | 30 |
| 三輪 | | 3,100円 | 40 |
| 四輪貨物 | 営業用 | 3,000円 | 50 |
| 自家用 | 4,000円 | 51 |
| 四輪乗用 | 営業用 | 5,500円 | 60 |
| 自家用 | 7,200円 | 61 |
| 小型二輪 | | 250cc以上 | 4,000円 | 70 |
| 小型特殊 | | 農耕用 | 1,600円 | 80 |
| その他 | 4,700円 | 90 |

※この納税証明書は軽自動車及び小型二輪の車検に使用するものですから

大切に保管してください。